慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ドイツ農民戦争の歴史的意義(下の一)
Sub Title	Die historische Bedeutung des deutschen Bauernkrieges (Nr. 3)
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.12 (1957. 12) ,p.1139(41)- 1161(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19571201-0041
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19571201-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ような意味を含まない。 は、対立的だとするならば、経営家族主義の否定は会社との利害一ば、対立的だとするならば、経営家族主義の否定は会社との利害ーば、対立的だとするならば、経営家族主義の否定は会社との利害ーば、対立的だとするならば、経営家族主義の否定は会社との利害ーば、対立的だとするならば、経営家族主義の否定は会社との利害ー

に、B工場の農家からの通勤労働者についてもそうである。 という評言を聞く機会が多い。この評言はここでの研究対象とした職人的労働者についてはある程度まであてはまるが、他の者については的関係と対立関係とに二分するのが可能でない限り、家族主義を否的関係と対立関係とに二分するのが可能でない限り、家族主義を否定しても、保守的態度をとる余地はある。近代と保守との結合は工定しても、保守的態度をとる余地はある。近代と保守との結合は工度しても、保守的態度をとる余地はある。近代と保守との結合は工度しても、保守的態度をとる余地はある。近代と保守との結合は工度しても、保守的態度をとる余地はある。近代と保守との結合は工度しても、保守的態度をとる余地はある。労資関係を表表といるという評言を関する。

分析の結果として出てきたものは以上の通りであるが、これを以

対して批判的になりうることは可能であろう。らない。道はまだ半ばであるが、しかし既存の一般論のあるものにしまないが、それに到達するには、もっと長い道を歩まなくてはなて、不当な一般化をしようとする意図はない。一般化への努力は憎

「追記」考察の便宜からして、産業関係を二つの側面に区分して、
の後半では、従業員関係とにすることが可能である。本論では、これ
らのうち、労資関係的側面が重題となっている。本論では、これ
の後半では、従業員関係的側面に重点が置かれた。この側面では、
の成果は近く印刷に付される予定であるから、この方面に関心を
の成果は近く印刷に付される予定であるから、この方面に関心を
は、これ
の成果は近く印刷に付される予定であるから、この方面に関心を
は、これ
の成果は近く印刷に付される予定であるから、この方面に区分して、
は追記」考察の便宜からして、
産業関係を二つの側面に区分して、
に求められる方には、
併読して戴ければ幸甚である。

的な尺度として用いられていることを付記する。問項目の回答に関する限りのものであり、かつ対比するための相対問項目の回答に関する限りのものであり、かつ対比するための相対なお、本論での近代・前期及び急進・保守の概念は前に掲げた質

トイツ農民戦争の歴史的意義 (下の一)

第五節 封建反動に対する農民の抵抗

(一) 共同体規制

これは「強制と禁制」Zwing und Bann に関するもので、「

イツ農民戦争の歴史的意義(下の一)

¥ 1

ラン綱領にもこの禁制の解除が要求されている。ティロルのウルテ対する禁制と漁撈の禁止又は制限への抗議は激しい。ティロルのメ アリ、領主様コレヲウバワレタリ」といっている。Ctan とり上げられている。中部ドイツでもオストハウゼンを始め河川にCttal がみられる。一五二五年のバルトリンゲン農民団のアハトシュテッ(注2) Artikelbriefにも河川に対する禁制と漁撈の禁止についての抗議 ン村の一五二一年七月の判告書には「領民毎年復活節ノ前夜十二時 力ヲモッテ奪ワレタリ」といわれ、「十二ヵ条」の四条にもこの問題が ゲン地方の一五一八年の陳情書、同地方 の一 五二五年の 綱領 書簡 二ヵ条」の中にも四条、五条、十条にみられる。 ルゲントハイムでも同年「我等ノ主君ゲオルグ・フォン・ヘンベル ト村の農民は「我等共同ニテ持チタル、多クノ人ノ知ル共有ノ小 一四四一年の陳情書、キィブルグ、ヴィンター ハ……ノイキルヘヨリタウバウ河マデノ小川ヲ放漁池ト共ニ…… 河川に対する所有権及び漁撈権 スイスのグリュニンゲ トゥア、グリュニン フランケンのメ

四一(一一三九)

ぶつかったわけである。 過ニウルテン裁判管区ノ全テノ小川デ漁撈の権利アリトイエルモ、 がる。こうした河川殊に村落附近の小川に対する領主の禁制は、村 ではる。 ではる。 こうした河川殊に村落附近の小川に対する領主の禁制は、村 がる。こうした河川殊に村落附近の小川に対する領主の禁制は、村 にはる。フランケ がる。こうした河川殊に村落附近の小川に対する領主の禁制は、村 にはる。フランケ

テューリンゲン等鉱山に近い森林地帯では領主は森林への独占権を 要を拡大した。一四九〇年のケルン市での木炭不足が附近の銅山の とって不可欠の再生産の基盤であった。しかしこの森林は先に引用ての獬の実 Ecker を提供する外、放牧地でもあり、村落共同体に ラッド」もまたこの点に抗議している。森林はその生活的意義が非捕獲の野獣、野鳥の領主への提出義務を規定している。「貧しきコンされている。ティロル・ウルテンの判告書は蝦夷山鳥の捕獲禁止と 繁栄によることはこのことを示しているし、フランケン、ティロル, の繁栄の基礎となった鉱山業の発展は、燃料用の木材、 木材の需要もさることながら、十五・六世紀の西南ドイツ商業資本 常に大きく燃料、建築用の木材(木炭、用具類も含め)、豚の飼料とし されている。ティロル・ウルテンの判告書は蝦夷山鳥の捕獲禁止とよいし、野鴨・雉といった狩猟用以外の野豚・野鳥も自由捕獲が許 した通り領主にとっても価値多い収入源であった。大都市における の契約書には「熊・狼・狐・山猫ノ如キ有害ナ野獣ハ自由ニ」捕えて の苦痛を増した。バーデンのオルテナウのレンヘンでの領主と農民 に森林への禁制と共に野獣、野鳥の捕獲が禁止されたことは、農民 要な抗争目標として闘ったのである。しかも十二ヵ条の訴えるよう侯爵家の森林の利用権の制限(四六、五〇、五一ヵ条)を農民の主 の伐り出しを理由に共同体の森林への特権を制限している。一五一Forstordnung が度々出され人 口増大による 需要拡大の為の過度 四年の「貧しきコンラッド」の一揆は共有林の取り上げ(四五ヵ条)、 ヴュルテムベルグ では一四九 五年 以来ランデス ヘルの 森林 条例

攻撃に際し共同体が一致して立ち上った。 ない、かいとにより収入の拡大をはかったのである。例えばフッガー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオー家がケルンテンに次いで創設して立ち上った。

> からも推測できょう。 がらも推測できょう。 がらも推測できょう。 からも推測できょう。 からも推測できょう。 からも推測できょう。 からも推測できょう。 からも推測できょう。 からも推測できょう。 からも推測できょう。

農民も「我等場所悪ク、行クニ難儀ナ処ニアル水車デ製粉セザルヲ ている。この地方ではこのような苦情が多い。シュトーリンゲンの(ピタ゚)とのボーテ自由ニ強制サレズ製粉シ得ルコト求ム」とのベ のべられている。ティロル・シェンナの一五八三年の判告書は「上 BadgeIt をとられている。例えば一四 八一年のヴュルテムベルグ る。またところ によっては 風呂も又禁 制にくみい れられ、使用料(キッタン) といい、貢租及び賃金をとられるとのべ、自由を要求してい のランゲンブラント他六ヵ村の陳情書には、 年小麦二ゼスターヲ差ツ出ス義務ヲ負ウ」とのべ自由を要求してい った。ズュンドガウのエッサー所領の農民は「主君我等ニパン焼ヲ(#%) 等に関する強制と禁制 る。更に「我等亦主君ノ水車デ製粉セザルヲ得ズ、甚シク困苦ス。今 勝手ニ強制シ、我家ニパン焼窯アルモノモ共有ノ窯アルモノモ全テ 入の内に水車小屋、パン焼小屋からの現物、貨幣の収入があったが、 (=) 水車小屋(製粉小屋)、パン焼小屋、風呂、醸造小屋、葡萄圧搾所 第三節のホーヘンベルグ伯領の領主の収 これについての苦情が

の負担に抗議している。フィリップ・フォン・ヘッセンの回答はこ 所ニテ葡萄酒製造ヲ彼ノ勝手ナ命令ノママニ行ワザルヲ得ズ」との 一五二四年の陳情書には「我等葡萄ヲ収穫スルヤ城中ノ領主ノ圧搾 造小屋が禁制の対象となっている。ヘッセンのメンツィンゲン村の あるとして れらの事実を認め賃金の農民負担は四〇年以前に既にあった慣行で キコト」としている。その他葡萄の生産地域では葡萄の圧搾所や醸村ト下村ノ全テノ住民領主用ノモノモ含メソノ穀物水車デ製粉スベ 更に使用料 Kelterwein とそこで働く者への賃金用の葡萄酒

物条例ノ規定スル以上ノモノハ買エヌ」とのべている。(生月曜毎ニ開キ、我等ト同様ニ売買ヲ行ウコトヲ得。但 求している。グリュニンゲンは一四一六—七年に市場問題で紛争が(#82) 農村工業の盛な地方であり、 グライフ る試みに対しこの地方の農民は立ち上りこの試みを一時的には阻止 ある。一四一六年九月九日にチューリヒ市当局は「彼等ノ市場ヲ再 九年チューリヒ市ツンフトの農村工業と自由商業を禁止しようとす リヒ市当局により取り上げられたことに抗議している。更に一四八 に既に葡萄酒の小売及び他の生産物の隣人へ販売する権利がチュ した。一五二五年のグリュニンゲン、 みられる要求である。スイスのグリュニンゲンの農民は一四四一年 商品生産及び商業の自由について エンゼー等の農民は聖書を引用して商業と産業の自由を要 農民戦争当時再洗礼派の活動がみら キイブルグ伯領、クノーナウ、 これは限られた地域に 但シ我等ノ穀 この地方は

> る権利の取り上げへの抗議は十分にそれを思わせる。 部の有力者丈でなく、 打ち出されたことも当然といわねばならない。しかもこれらの要求 は富農であり農村工業において小企業家、仲買人であるといった一 な地方であり農村工業の進展と共に自由な商品生産への志向が強く 強力なランデスヘルなく、農民にとって他のドイツの地方より有利 たことは興味深い。 たであろう。グリュニンゲンの農民の隣人に生産物を販売す スイスは政治的にハプスブルグ家から独立し、 中農、貧農においてもそれぞれの立場から支

れて の判告書にもみられ、領主の回答は「カカル商品全テ望ムマニマ村 ヤヲ問合セザルヲ得ズ」とのベ農民が苦情をのべていることが書か ヲ送リ得ル」と規定している。一四二三年のシェンナ村の判告書は得ル。……望ム者へ他地方ヨリ穀物ヲ持チ込ミ、其ノ地方へモ商品 業資本の特権と独占に反対している。 済政策一般の利己的なことを攻撃しフッガー始め西南ドイツの大商 トヲ得ズ、シェンナの館へソレヲ持参シ君主ソレヲ必要トスルヤ否 は一四○四年のラント条例は「農民ハ穀物ヲコノ地方ノ何処デモ買 ている。更に綱領は商品売買に関しての都市商人の不正と都市の経 を要求し「各人へ好ムママニ労働シ得ル」ようにすべきだと主張し 「彼等ハ誰モ家畜、獣脂、チーズ、穀物ヤソノ他有用ナ物ヲ売ルコ イ得ル。ソシテソレヲ売ッタリ不正ヤ貯蔵セズ自分ノ家ニ持チ帰リ ティロルのメラン綱領は手工業者の結社、ツンフトの全般的禁止 同様の苦情は一四四 一年のカルナイドとシュタイネック 穀物その他の生産物について

向は一般的に強かった。 スイス程ではないがハプスブルグ家と他のグルントヘルの対抗関係 から農民にとり比較的有利な状態があり、農民の小商品生産への志 場へ持参スル コト ヲ得」とのべている。この地方も

売の声が市民及び附近の富農の間に強かったということである。し自由販売が主張され、更にテューリンゲンでも当時穀物の自由販 市ツンフトの農村工業制限に対し農村の織工が抵抗したことは前に できるよう要請している。またこの地方も農村工業の盛な地方で都会宛に地代以外の穀物を「我等ノ利益トナル適当ナ所デ」自由に販売 のべた。フランクフルト市の四六ヵ条の要求の中には穀物投機を排 正ニ見出シ罰セラレル」とある。メミンゲン市附近の農民は市参事行ニテ、以後モソノ様ニ命ズル。今後ソノ様ナ行為ヲ犯シタ者ハ公 ラヌト命令サレテイルト不平ヲ訴エテイルガ、コレハ古クカラノ慣 ココ数年穀物ソノ他ノ作物ヲシュトックアッハ市場へ持参シテハナ に一揆を起しているが、 がみられる。 西南ドイツではスイス、ティロルに近い辺境地方にこうした要求 ヴュルテムベルグのネレンブルグの農民は一五二〇年 彼等の苦情に対する領主の回答に「農民ハ メミンゲン市附近の農民は市参事

はこれらの地域の農民をして一致してこれらの要求を領主へことに ると共に農村工業により商品生産に全農民層を巻き込んでいたこと と四南ドイツの一部にみられたが、これらの地域が先進地域であ

都市当局)に主張せしめた事情であろう。 かくして明確な商品生産者的な要求は先進地帯のスイス、ティロ

民の生活を脅かし、農業の発展に阻止的に働くからであった。 部に既に矛盾を含む農民層が一致して封建的支配者に対し立ち上っ 所を始めとする皇帝の支配権が崩壊すると共に、ランデスヘルを先 た。スイスのグリュニンゲンの農民はこのような村役人の公選制か(注5) 頭とする封建的支配者の手で裁判領主制を挺として領域支配が行わ の禁制と強制が成立する一方、他方では王権が衰退しツェント裁判 内容として現われた。しかしその後グルントヘルシャフトの変質にり種々の領主へのイムニテート特権(公的負担の免除)の積極的な 政の役人を公選することを要求している。フランケンでも領邦国家 自治と裁判官〈村落裁判〉の公選が要求されている。シュト たのもこうした裁判領主制を挺とする村落支配が先にみたような農 制限し、 れるに至った。それと共にこの村落支配権は村落共同体の自立性を より農民とその共同体の自立性が増大しその自治において或る程度 体制の村落支配が農民戦争前後に行われ、村長、村役人が領主の公 ゲンの農民もランデスヘルである伯爵の自治制限に抗議し、 ら任命制への転換に抗議しているし、ティロルにおいても共同体の かもこのような村落支配は村長、村役人を公選から任命制に変え、 ャフトと共に古い起源の村落に対する支配権であるが、特に皇帝よ トの改革」は既にこのことを指摘している。農民戦争に際して内 このような「強制と禁制」Zwing und Bann はグルントヘルシ 領主の収入増大を可能とする手段となった。「皇帝ズィグム 地域行 ーリン

レ旨アレバ、コノ者必ズ不公正ナ裁判ヲ受ク」とのべられている。役人ノ判決ヲ自ラノ判決トセザルヲ得ズ。ソノ役人ヲ裁判デ告訴ュ・… 宣誓ニソムキ自由デモ確カデモナク何時モ全テノ法ト理性ニソムキ 金、判決の苛酷さが訴えられている。興味あるのはシュトーリンゲの恣意性を攻撃している。一四九二年のケムプテンの陳情書にも罰 判決行ワレズト訴エ、先ノ判決者ガ度々 罰セ ラル。故ニ 名望家ハ Ekroar が村々で持たれる裁判で公正な判決を下しても「役人ノ気 思えば投獄される。これに対しあくまで判決によるべきことを主張 様の苦情が訴えられている。 ている。一四八九年のチュー ニ入ラヌ時コレヲラント裁判所へ持チ出シ自ラ判決者トナリ公正ナ 金さえあれば釈放された。所が最近はその慣行に反し領主が有罪と 或いは農民相互間の民事的な訴訟や借金等の事件については被告が している。更に九条には 公正な裁判へ の要求 がある。村の 名望家 土地の者であり、保証があれば捕えられることは無かったし、保証 察してみより。グリュニンゲンの農民は以前は地元で済んだ紛争を ソの農民のこの問題についての訴えである。即ち以前は領主と農民 チューリヒ市の裁判へ持ちこみ地元の裁判を廃止したことに抗議し 吏の性格を増したことは前にのべた。なお「十二ヵ条」にある牧師 (ティタ) さて最後にこのような村落支配の挺となった裁判領主制につき考 防衛と結びつき、 公選の要求は広範な農民の要求にみられるが、これは村落の自治 宗教改革によって新し ューリヒ市近辺の農民の一揆に際しても同 ブスマンハウゼンの農民も領主の裁判 く出されたものである。

> ト条例発布とも対応する。体制が整備された。それはまた十五世紀以来のランデスヘルのラン 判は本来の村落裁判をも組みいれ家産的性格をおび、それがまたラ 条例で行い、 領域支配=村落支配の貫徹をはかっている。ヴュルテムベルグも十デスヘルとなり、共有地、特に森林への規制、裁判関係を通じての 発布されている。これらの条例の発布と共に、裁判関係を通じ様々七八年の条例は共有地の利用権や狩猟、漁撈の自由を取り上げる為 ンデスヘルのラント裁判所につらなって行くという仕方で領邦国家 デスヘルと共同体は狩猟・放牧・醸造・手工業・夫役等の規制をめ を定め市場強制や関税政策を打ち出している。中部ドイツでもラン五世紀以来ラント条例を発布し領域支配へと志向し、先の森林条例 の規制を行った。 承認し、農民にとり比較的有利な規定がされているが、一四七四年、 ぐり対立している。ここでも「強制と禁制」の村落支配をラント 語っている。 伴うラント裁判所-この例は封建権力の警察的な性格の強化と、領邦国家体制の整備に 裁判領主制を挺としてこれを完成した。領主の下級裁 ティロルでは有名な一四〇四年の条例が世襲保有権を フランケンでもヴュルツブルグ司教が唯一のラン 下級裁判所の系列による村落自治への制限を物 裁判関係を通じての

(二) 個々の農民への負担

七条、八条、十一条がそれである。民への負担についての徹廃もしくは軽減の要求がある。二条、六条、民への負担についての徹廃もしくは軽減の要求がある。二条、六条、

ウョウニ定メ」てほしいという軽減の要求がのべられている。革命名誉アル人ヲ指名シ農民ノ占有地ヲ点検セシメ、地代ヲ正義ニカナ 条との間には明白な相違がある。またアルゴイ農民団やフランケンル貢租義務カラモ解放サレルコトラ要求スル」とのべており十二ヵ 対シテハ関税ヤソノ他ノ買租モコレヲ納メナイ。彼等ハ最早如何ナ 領は「彼等ハ武力ヲ以テ自由ヲ獲得シ最早如何ナル支配ヲモ欲シナ 派のヨスの指導した一五〇二年のシュパイエルのブントシューの綱 のタウバウタル農民団の綱領をみるとアルゴイでは「交渉ノマトマ みられることは農民層の分解の事実と連り、農民の間の矛盾を表わ 要求するというのではなく、徹廃から軽減まで様々の程度の要求が 何ナル領主ニモ地代、十分ノ一税、 この貢租は農民の主要な負担であり、広範な農民の支持する要求で とされている。その他矢張り急進的であったヘガウでも同様の負担からの妥協的な軽減の要求ではない。これら二つは急進的な農民団 ヲ納メナイ、聖ナル神ノ真理ノ書ノ学者が改革 Reformation ヲ行 ルマデ」これを停止するといい、フランケンでも「中間ノ時期ニハ如 している。穏和派の綱領といわれる「十二ヵ条」においては「領主ガ イト決意スル。如何ナル地代、如何ナル十分ノ一税モ払ワズ、諸侯ニ ロウ」とのベブントシュー程ではないが、十二ヵ条のような最初 聖俗ノ支配者へ負担ヲ納メル義務ガアルカドウカヲ決定スルデ 封建地代としての貢租 Abgabe. しかし又共同体に関する問題の様に一致してその徹廃まで 土地保有移転料、 様々の名称でよばれる 相続税ソノ他

税金の払戻しが要求されている。更に興味あることにはタウバウタッハの指導するネッカータル農民団でも地代、夫役、税金の拒否及び 求している。この地方では一般的に高騰の阻止がうたわれている。「一ユッヘルト、四フィアテルのライ麦、大麦ニスベキコト」を 苦情をのべている。バルトリンゲン農民団は穏和派であったが、こについて最良の質を要求され、その上割当額が増大していることに 担の拒否、再検討の要求がみられるが、大半の農民団の要求は軽減の することを提案している。このように急進的な農民団においては負 担のみ負うと主張している。ティロルでは一五二六年迄活躍したガ ザスの農民団は急進的であったが、ここでは皇帝への4ペニヒの負 ている。テューリンゲン地方でもシュヴァルツブルグ伯領の農民は(雄の) の根拠の再検討が要求され、 買租ノ軽減ヲハカルベキコト」と ママニ留ルコトヲ望ム」とあるし、同じ地方のブステッテン村でも このエッフィンゲン村の陳情書は「我等貢租デ苦シム、我等古来ノ 線に留まっていた。一四四一年のグリュニンゲンの農民は穀物地代 イスマイヤーの「ラント条例」案には協議によって負担の義務を決定 一切の負担を拒否しているし、個々には若干の例もみられる。 の帝国議会での検討を提案して レンヘンの契約書では「貢租堪エエヌ時は公正な人士ヲ双方ニッケ ル農民団に合流したメルゲントハイムの農民は一切の負担を拒否し ルス所領シュタウヘン・マイヤ 農奴出身のイエックライン・ロ いる。ズェンドガウのローゼンフェ(注65) し全キリスト教同盟の会議か、次 ム村の陳情書は「年々君主へ百 エル

であったことは第二節にあげた凶作にヴュルテムベルグでランデス 異なったであろうが、大部分の小規模農民、貧農には、 三分の二としている。もちろんこれは土地保有の違いによってもシュテルネックも地代負担を収穫の三分ノー、農民の負担全体を 地ヲ自ラ持チ(直営地であろう)更ニ他ノ土地カラ収穫サレタ穀物 り、貢租取り立ての厳しさを十分推定せしめる。これらの負担がど係ノ役人ナクシテ差シ 押エル権利 gewalt ヲモツ」と規定 してあ ヘルが中農には貸与、貧農には下附という政策をうちだした例をみ ノ東ヲ三分ノ一、四分ノート取リ上ゲ」るとの**ベ**て ルテムベルグのホーヘンベルグ伯領の農民は「我等ノ領主最良ノ土 の程度農民の肩にかかったかを正確に知ることはできないが、ヴ ニ年々定メラレタ時期ニ納メヌ時ハ、館ノ役人特別ノ許可ヤ裁判関 ルスハイム村の判告書も「若シ土地保有者ソノ貢租ヲ館 tronhoff キコト」と規定しているし、フランケンのメルゲントハイムのマルケ モノ君主ニーシュタインニツキニクロイツァーヲ今迄通り納メルベ ラウンスペルク城へ持参することを規定し「ソノ穀物貢租ヲ納メヌ 日に穀物買租 getraidzinsを持参することになっていたが苦情を申 悲によるものとして最高の価格につり上げられた。ティロルの一五 二一年のウルテンの判告書は農民がレント第一日曜と聖ゲオルグの し立てるので今後ガリの日と聖アンドレの日曜の後の土曜に毎年プ らも判断できるが、当時貨幣地代に転化した場合もこれは領主の慈 と農民的土地保有との間で深刻な紛争を行っていたことは判告集か いる。イナ 相当の重荷

目ま余汁なものとして感じられ大規模の拒否運動をひきおこした。(ほう叙述においても明らかであろう。宗教改革の火の手が上るやこの負 担は余計なものとして感じられ大規模の拒否運動をひきおこ の肩に様々の負担をかけていたことは、レンヘン契約書の具体的な いる。このような十分の一税はドイツにおいて王権の弱体化と結び発習) これらの徴収には名望家を任命することを規定している。ティロモノ今後モコレヲ負ワズ」とし義務があったものは現状のままとし、 後一切ソノ義務ヲ負ワズ。乾草、麻の十分の一税ハ以前義務ノナキ 球葱、仔牛、豚、鵞鳥、密蜂、馬等ノ小十分の一税ニ数エラレルモノ今 否している。レンヘンの契約書をみるとこの大と小の区別がはっき ついて教会の封建的支配者としての比較的大きな役割により、農民 りする。「以後葡萄酒、穀物、燕麦、小麦、ディンケル小麦、ドイツ 小麦、大麦ハコレヲ納メルベキコト。木材、ビール、麻、蕪菁、小 揆においてハンス・ベーハイムによりその反対が叫ばれているし、 にされたが、既に一四七六年のフランケンのニクラスハウゼンの一 いては全般的拒否が問題となっているのに対し、大多数の農民団は して洗り。 ・) 1~ ・・・ - 一五〇二年のブントシューでも先にあげたようにその拒否が主張さー五〇二年のブントシューでも先にあげたようにその拒否が主張さ 「十二ヵ条」の主張の様に大十分の一税は認め、小十分の一税を拒 スイスではこの外チーズのようなものも小十分の一税に入って 農民の広範な軽減の要求、判告書の厳しい調子からもいえよう。 いる。この問題においても穀物貢租と同様に急進派農民団にお 農民の借金が買租の未払から来るものを含んでいたことから 分の一税 Zehnt. これは宗教改革との関連で広く問題

といわれる。しかし又処によってフランケンのノイシュタット村やイツでは殆ど問題となる程ではなかったしティロルでも少なかった 分の者もいる。これらの農奴身分制は地方によってかなり異なりスウ」とのべている。この村にはアウグスブルグ司教に属する農奴身ニ農奴身分トシテ für rechte leibaigen Leut 仕エルコトヲ暫 シタル者ノ外ニ余ハ十人モノ農奴ノミ持ツ」と回答している。一四主ハンス・フォン・ロレトは「自由意志デ自ラソノ身分トナリ捺印 るような自由土地保有者が自由通行の自由を奪われ、農奴身分の者 が農奴となるし、一四九二年のケムプテン修道院の農民が訴えてい 聖ペーテル修道院のシュヴァルツアッハ村のように村へ入る者全て 及ビ子々孫々ニ至ル迄、ヘルバッハー様及ビソノ相続者又ハ後継者 書ニ何等見出サズ、ヨッテ我等自由タルモノトス」と主張したが領 ウ。」とのべている。ブスマンハウゼンの農民は「我等コレニツキ聖トシテ我々ヲ農奴ノ地位ヨリ解放サレルコトハ当然ノコトデアロ 書ニョッテ我々ガ農奴デアルコトガ示サ と結婚すると農奴身分に転落し、 マンはその夫ベルンハルト・ゲッ ケルマンが 農奴身分 で あった為 七八年八月シュヴァーベンのハウンスハイム村のアンナ・ゲッケル 要求は農民が一致して反対を唱え、「十二ヵ条」においてすら「福音 「私自由ト善ナル意志ヲ以テ、全ク強制サレズ私及ビ私ノ子供…… スから西南ドイツフランケンの伝統の古い地域に残存し、 農奴身分 Leibeigen 及びそれと 結びついた 負担 自由土地保有の譲渡を所領内に制 レヌ上ハ、真ノキリスト者

ドイツ農民戦争の歴史的意義(下の一)

限する等の土地への緊縛の試みもあった。この農奴身分と本来結びついていた負担には人頭税 Leibzirs (謝肉祭用の鶏や小額の貨幣ついていた負担には人頭税 Leibzirs (謝肉祭用の鶏や小額の貨幣のブビコン僧院所属の農奴は相続税 Todfall といったものであるが、負担については大半は物化されていた。一五〇五年以来スイスの負担の内特にこの相続税が問題となっていることを示している。とが二重の場合夫役の二重の負担等余計な負担と制限が存在した。とが二重の場合夫役の二重の負担等余計な負担と制限が存在した。とが二重の場合夫役の二重の負担等余計な負担と制限が存在した。とが二重の場合夫役の二重の負担等余計な負担と制限が存在した。とから中世後期以来の農民の自立化と宗教改革の平等の思想から、農民は一致して激しい抗議を農奴身分制そのものに打ち出すに到った。

〈相続税 Hauptrecht を含む〉を拒否した後続けて「最早農奴ナしている。フランケンのメルゲントハイムの農民は すべての負担は、この負担が農民全体への侮辱としてうけとられていたことを示け、この負担が農民全体への侮辱としてうけとられていたことによってのにも相続税 Hodfall, Besthaupt がかかっていたことによってのにも相続税 Hodfall, Besthaupt がかかっていたことによって連民戦争の際の際の激しい農奴身分制への抗議は、農奴身分以外のも農民戦争の際の際の激しい農奴身分制への抗議は、農奴身分以外のも

借金ヲ返済シ、カクテ日々貧シク過サザルヲ得ズ。」 ナバ、二、三頭ノ最良ノ家畜ヲ出サザルヲ得ズ、 デ満テルニ、長男デアレバソノ上 besthaupt ヲトラル、若シ人死 している。スイスのソロトルンのシュタイン所領の農民の言葉はこ(thu) 納メ、コレニツキ何等改革ヲセザルコト」とのべその厳しさを表明 rind ヲ持ツ限リコレヲ納メルベキコト、カカル 義務古来ノ慣行ニ ト。」とある。 ティロルのウルテン の判告書も「上記ウルテン所領(注50) 若シクハ教会ヤ街へ行ク時着飾ル最良ノ衣服ヲ確実ニ納メルベキコ besthaupt ヲ取ルコト。 子供ガ残ッ タ時後見ノ土地保有者双方ノ ハウゼノ主君相続税 besthaupt ヲ取リ僧院長マタハソノ役人他ノ している。「正直ナル者ソノ 子ヲ亡クサバ、 哀レナ子ヲ失エル痛ミ のような領主の苛酷な仕打ちに対する農民の憤りの気持を良く表わ 人コレラ好ム拒否ヲスルコト急度ナク an all waigerung コレヲ シテ常に納メラレシモノナリ、 ノ全テノ農民、養育者マタハ戸主死亡セル時最良ノ牛 das pest ヲ持タヌ者死亡セル時モコレヲ納メルベキコト。 君主ニコレヲ納メルベキコト。……土地保有者ニシテ馬マタハ家畜 Hauptrecht ニ関スルコト。即チ土地保有者死亡 セル時ノイ エン 告書には「相続税ニ関スルコト。マルケルスハイムニオケル相続税 カルペキコト」とのべている。この地方のマルケルスハイム村の判 故二上記ノ領民以後モカカル義務ラ ソノ上一家ヲ養イ カカル時ハ月曜日

ロ その他の負担

① 土地保有移転料 Handlohn, Besitzwechselabgabe

これは元来無かった負担であるが、中世後期に土地の移転が農民の自立性の増大と共に発展してくるや、領主により導入され、土地保有自立性の増大と共に発展してくるや、領主により導入され、土地保有的大の傾向にあったので農民にとって非常な負担と感じられた。 たい おる。 しかも 売手からも 買手からも 両方取られたし、十五・六世紀にある。 しかも 売手からも 買手からも 両方取られたし、十五・六世紀におり行われる場合もあった。 この負担は富農にも 資農にも等しくにより行われる場合もあった。 この負担は富農にも 資農にも等しく が みれば 明らかである。 フランケンのローテンブルグやメルゲント へん 本 の 農民も これについて 苦情をのべている。 ティロルでも この をみれば 明らかである。 フランケンのローテンブルグやメルゲント 漁会でこの軽減の命令が出されている。 フランケンのマルケルス へん 村の 判告書には ーフィアテルの 葡萄酒を 双方からとると 規定 しているが、 中部ドイツでは 構売価格への 割合で負担が表わされて になる。

レヲ取ルコト」を提案している。スイスのグリュニンゲンでも既存にの。またティロルの領域内での関税には激しい反対があり、ガイスにの。またティロルの領域内での関税には激しい反対があり、ガイスな撃と共に税金の高騰がラン デスヘルへ の農民の抵 抗をひ き起し攻撃と共に税金の高騰がラン デスヘルへ の農民の抵 抗をひ き起し攻撃と共に税金の高騰がラン デスヘルへ の農民の抵 抗をひ き起し攻撃と共に代金の高騰がラン デスヘルへ の農民の抵 抗をひ き起し が撃と共に 一般的となったもので貨幣収入としている。スイスのグリュニンゲンでも既存に 20 税金 Steuer, Ungeld, 関税 Zoll. これは 領邦国家体

本の禁制がかけられている場合領主の水車小屋、パン焼小屋、葡萄に高) 「強制と禁制」による様々の使用料 これは先にのべた様に高。この税金はホーヘンベルグ伯領の例だと資産税であって、資産評価額の五%となっているから、中農・資農にとってかなりの負産評価額の五%となっているから、中農・資農にとってかなりの負産評価額の五%となっているから、中農・資農にとってかなりの負産活必需品へかけられ特に都市で激しい反対をまき起したが、一五生活必需品へかけられ特に都市で激しい反対をまき起したが、一五生活必需品へかけられ特に都市で激しい反対をまき起したが、一五生活必需品へかけられている場合領主の水車小屋、パン焼小屋、葡萄では高い、高級の大きに、高級の大きに、高級では、1000円を表表したが、一五年三月のヴィダーゲルティゲンの農民のいうように、葡萄酒等の小売価格が上り農民殊に下層の者の消費生活にひびいた。(本語)の小売価格が上り農民殊に下層の者の消費生活にひびいた。(本語)の小売価格が上り農民殊に下層の者の消費生活にひびいた。(本語)の例だと資産税であって、資産が、1000円を表表している。

た通り農民は一致して完全な自由を要求している。 (3) 一強制と製制」による様々の使用させ、その使用料及び、圧搾所、醸造小屋、風呂等を強制的に使用させ、その使用料及び、正搾所、醸造小屋、風呂等を強制的に使用させ、その使用料及び、葡萄谷の禁制がかけられている場合領主の水車小屋、パン焼小屋、葡萄谷の禁制がかけられている場合である。 これは先にのべた様

ベルク村の農民は罰金の高騰に抗議し従来通りに留ることを主張しているがいて農民の負担であった。同じ地方のフェヒンガー・キルヒスを対等の費用と共に様々の違反に対する罰金は「強制と禁制」と結め、大人と訴え、公正な裁判を要求している。このような裁判の為の手下ス」と訴え、公正な裁判を要求している。このような裁判の為の手下ス」と訴え、公正な裁判を要求している。このような裁判の為の手下ス」と訴え、公正な裁判を要求している。このような裁判の為の手下ス」と訴え、公正な裁判を要求している。このような裁判の為の手下ス」と訴え、公正な裁判を要求している。このような裁判の為の手が対策の対し、裁判関係の手数料及び罰金 第四節であげた領主の収入のの、裁判関係の手数料及び罰金 第四節であげた領主の収入の

ら廃止まで要求の程度は異なる。のような負担についても軽減かの貢租 vogtzins がとられた。このような負担についても軽減かついてその不当を訴えている。なおその他 Vogt のいる所ではそ罰金を規定としている。ティロルのメラン綱領も裁判費用と罰金にている。フランケンのマルケルスハイム村の判告書は、十ポンドの(部)

主の使い走り等があげられ、この軽減が要求されている。ブスマン耕夫役(一年七回)の他に乾草、穀物の運搬、麻に関する仕事、領 エルザスのフェヒンガー・キルヒスペルク村の陳情書でも様々の農とのべ完全な自由 ganz und gar frei たることを要求している。(注写)中、乾草、小麦ノ貢租ヲ納メシト思エルモ、我等耕作ヲ強制サル 耕夫役(一年七回)の他に乾草、穀物の運搬、 ハウゼンの農民も自己の労働時間に喰いこむ都市や市場への運搬、 ある。農民は「我等農耕夫役ヨリ自由タラン為以前種々ノ燕麦、仔 の運搬の仕事、城代の為の農耕牧畜の仕事、狩犬の飼育の仕事等で 雑事、麻の仕事、魚撈(農民保有地内の小川も含め)穀物の方々へ ン迄の運搬、領主が購入したヘガウ、キュンスハイムの葡萄酒のシ 迄の仕事、牧草、狩猟の仕事、時によりこの獲物のエルザス・バーデ 細にのべているシュトーリンゲンの農民の苦情から実態を探ってみ 不材運搬、開墾、施肥、領主の好む食物作成の為の種播期における よう。先ず領主の直営地での穀物の種播きから打穀、穀倉への運搬 夫役 Fron. リンゲンへの自己費用負担での運搬、燃料用の薪、 農地での仕事、 これにつ いてこ の地方の夫役 の多様性を詳 **覇運び、麻の加工に苦情を申し立てたが、** 建築用の

季節に要求される ことを考え れば、農民にとって は重荷で あっ 夫役が、たとえ一回数日であってもそれが農民にとって最も忙し 売や麻の栽培、加工等の為の労働は注目すべきであるが、これらの し、ましてそれが増えれば一日でも抗議したに相違ない。 領主の家計維持の為に要求している。特に現物地代の剰余部分の販 があるにも拘わらず夫役の存在は一般的であり、直営地のある処で なるのは一年数日であったとのべている。このように地域的な相違日(一四万日の夫役があったが、中部ドイツではそれ以下で問題に ト」と規定されている。 リュトゲは バーデン 地方では 年平均二三迄物ヲ運ブベキコト、マタ幾ヲ カノ畠デ君主 ノ為半 日働ク ベキコ ランケンのションドラ村の判告書も「共同体成員君主ノ気ニ入ル所 幣代納の例がみられる。フランケンのマルケルスハイム村の判告書規定している。ズュンドガウのプランシン村他六ヵ村では夫役の貨 約でいわれている。そこでは一般的には皆無もしくは僅かだが、重 年以前からのことであるとみずからのべている。もちろんこうした領主はこれらを認めつつ麻の仕事、薪の運搬については三〇七五〇 四半日ノ麦刈ヲ行ウベキコト、マタ馬ヲ持タヌ者ハ全テノ夫役ニツ 夫役は領主によってもかなりの相違のあったことは、レンヘンの契 は「土地保有者ハ全テ直営地 tronhof ニオイテ年四半日ノ耕作ト 見言している。 ビュンド アップティン | †型でいて、ほどのでい負担をかける領主もいることを認め、一年四日以下にすることを キ十五ペニヒヲ支払ウベキコト」とのべられているし、 牧草地があればその仕事を始め、非常に多様な労働を 十五世紀フ また裁判

エリンゲンのように拒否の例もみられる。 に方法であり、農耕、収穫、軍事、建築等が要求され、処によっても負担がかかることもあり得たし、更に土地保有や馬持か否が、ののののででは、理に負担がかかることもあり得たし、更に土地保有や馬持か否は、工工に負担がかかることもあり得たし、更に土地保有や馬持か否は、工工に負担がかかることもあり得たし、更に土地保有や馬持か否は、近により夫役を新たにかけることはランデスへルの好んで用い領主制により夫役を新たにかけることはランデスへルの好んで用い

迫は東ドイツの土地収奪による再版農奴制の様相とは異なり、自立 う。このような直接の保有権の悪化を含む様々の封建的支配者の圧(注) 土地ヲ貸与シタコトナシ。農民死亡ノ時ハソノ土地ハ余ノ物トナル 保有権や世襲保有権や事実上世襲化していた保有権を悪化させた例 し安定した世嬰保有権にすることを主張している。このように領主対し抗議しているし、ティロルのメラン綱領も多様な保有権を統一 条件を悪化させる効果を持った。スイスのグリュニンゲンの農民は 個々の農民への多様な要求は農民の生活条件の悪化を意味した。そ 領主の攻撃に直面して共同体の自治を守り、個々の負担の軽減を獲 的な小規模農民経営への制限として現われた。これはこの地帯が歴 の農民への攻撃は場合によっては保有権そのものにも向けられ自由 多様な要求と共にチューリヒ市当局に「古き世襲保有権」の不承認に れは特に封建社会における農民の基本的生産手段たる土地の保有の もみられる。ブスマンハウゼンの領主は「余ノ父ハ終身限リ以外ニ の抗争の主要な目標をおいていた。そして領主の共同体への規制と を保証する共同体の自治傾向を「古来の権利」として考え、新たな の権利」に留まることを要請している。このような「古来の権利」は い。農民は十二・三世紀以来成立した比較的有利な土地保有とそれ つつ、個々の農民の負担に関しては一般にその軽減を要求し「古来 「神よりの権利」の主張に比してその防衛的な性格を否むべくもな ……文書デ世製保有権タルコト示サルレバ、コレヲ承認ス」とい 村落内での農民の生活条件の悪化を防ごうという点に領主と

成立していた特権的寄生的な商品市場に対し近代的な商品生産の方 対し要求しており、都市当局を含めた封建的生産関係の基盤の上に おいても比較的有利であったスイスやティロル及び西南ドイツの辺 境地方では明確な商品生産の自由を領主(特に中世的都市当局)に 村工業が盛で農民の各層が商品生産にまきこまれ、領主との関係に 農民的土地所有の主張は大衆の唱えるところとはならなかった。農 れは自然発生的な大衆の抗議運動の性格を持った。だから意識的な の小生産者的な生活防衛の「古来の権利」の線でまとめられた。 こそルターやツヴィングリの改革思想を農民的に受け入れ「十二ヵ 等が共同体内で有力であっただけに強く抗議したに違いない。彼等 品生産者として迎速く登場した富農や中農の一部にも封建的な制限 得の権利の確保に立ち上らざるを得なかったのである。しかも小商 利」の合言薬により農民的土地保有の安定性の確保と生活の防衛、既 主の志向に対し農民大衆の大多数を占める中農、貧農は「古来の権 と労働を得ることによってのみ満されたからである。このような領増大の志向は、これらの自立的農民経営からできるだけ剰余生産物 の強化は自己の発展の障害となったし、殊に領主の共同体規制は彼 に少なく粗放的大経営を行う自然的社会的条件に欠け、領主の収入 れが局地的な都市市場の成立をも促し、更に土地が東と比べ相対的 的な発展の結果として自立的小規模農民経営が成立し、しかもそ そ

> されるべきであろう。 されるべきであろう。 されるべきであろう。 されるべきであろう。。 されるべきであろう。 されるべきであろう。 されるべきであろう。

薬に自然発生的な農民大衆の抗議を意識的な反封建闘争の方向へと 道院財産の没収、農民、市民の同盟、一切の負担の拒否、共同体規 高めた。その綱領は「全テノ従属ノ東縛ハ力ニョリ断チ切リスイス るブントシューの一揆がシュパイエルで初めて「神の正義」を合言 波は高まり一五〇二年に到って農奴身分のヨス・フリッツの指導す 共有制度の主張をもって農民大衆を結集し、武力をもって一揆に立 う。そして対車で助う致化によこ対車では答:とまてやうけてごと(AED) され、「皇帝ズィグムントの改革」の改革思想により徐々に高揚に向され、「皇帝ズィグムントの改革」の改革思想により徐々に高揚に向 人ノ如ク武力デ自由ヲカチトル」といい、支配階級の廃絶、教会、修 ち上ろうとしたのである。その後十五世紀の末になるに従い一揆の 々に明確になるに従い、意識的な反封建闘争の方向が打ち出されて 始まり一五二五年の敗北により終結するのであるが、フス派のボ くる。その最初は一四七六年フランケンで起った笛吹きハンス・ ミヤにおける国民的運動やスイスのハプスブルグ家への闘争に刺激 ハイムの一揆であり一切の負担の廃止、教会制度への徹底的批判、 ところでこのような大衆の封建反動への高揚は十五世紀後半から そして封建反動の激化と共に封建支配者と農民大衆の対立が徐

その主張である。一五二五年三月にはシュヴァルツヴァルド・ヘガ盟税、都市を同盟の中心とすること、皇帝もしくはスイスへの談判が 和派と急進派の対立が生まれている。「十二カ条」はこの時期に穏和し、シュヴァーベン同盟との交渉により問題を解決しようとする穏 猟その他の自由、負担の軽減、不当租税、関税の廃止、利子の改革、全 的政治綱領の性格を強くしている。即ち皇帝を唯一の君主とし、宗 ブライスガウでのブントシューは下層人民を中核とした一揆であっ 領書簡 教裁判の制限、僧録の一人一口制限、教会、修道院財産の没収、狩 たが、一五〇二年の綱領に比較してやや穏和であり、具体的な市民 | 「日ここ」 | (正説) | (正説) | (正説) 対決しなくでは要求を貫徹することもできないと考えた。このよう が前面に出ている。急進派はヨスの主張と同様に力をもって領主と は全く姿を消し、交渉において領主の譲歩を獲得しようという意図 はブントシュー 派の手により運動の指導性を得る為に書かれたといわれる。ここで な考えはミュンツァー派であったといわれるヤコブ・フープマイヤ 五二五年まで打ち出されるが、同じョスの指導した一五一三年の 博士も関係していたシュヴァルツヴァルドのキリスト教同盟の綱 リスト教界の永遠のラントの平和、同盟の敵への力強い干渉、同 - ベン地方に組織され三月 六日以来メミンゲン市で 対策を 討議 アルコイ、バルトリンゲン、ボーデン湖畔の諸農民団がシュヴ Artikelbrief に具体化されている。 それによるとこの同 のような先駆的運動でみられた政治的な要求や計画 このような意識的な主張は繰り返し

協的な線に対し配慮しつつ、大衆の力によってのみ解放は可能とな かける。以上のような主張は「十二ヵ条」を始め大衆の中にある妥(産物) 的交渉の道を出来るだけ追求するが、成果をうまない時には禁制に 発的に大衆の一員として加入する者は保護する。敵に対しても平和 その他の交渉を中止し、市場、森林、牧草地等の使用からも排除す 盟の目的は神の正義に反する重荷から都市と農村の大衆が神の助力 盟の 強圧的態度により 穏和な指導者も大衆と共に 立ち上らざる 得 革新派と共通のものであり、人民大衆による支配階級の完全な打倒 分によって支持された。「十二カ条」の要求でさえこれを受諾すれ ない状況に追いこまれるに到って重大な意義を得て農民の意識的部 約に終始し軍事力の結集がなるや行動を開始したシュヴァーベン同 シュヴァーベンの運動を現実的に一歩ひきあげ領主と対決すること ること、支配者に対して断固とした態度を取る必要を説いており、 る。支配者に対しては城、修道院、僧院は今後一切禁制に入れ、自 に加入しない者は世俗的禁制にかけ、 で自ら解放することにある。その為に同盟がキリストの兄弟愛に結 方針にふみきらせたのはバイエルン侯の官房長レオンハルト・エ をもたらすことを熱心に主張し、シュヴァーベン同盟を武力鎮圧の ば、農民の意識を一歩進め反封建闘争の発展を促し、封建体制の危機 が課題となっている。この主張は農民の穏和な要求に対しても偽製 を目的にしていることが 判る。 この 考えはヨスやミュンツァー ばれ、できるだけ武力行使、流血を避けつつ同盟員を獲得する。同盟 加入者との親交を断ち、 飲食

対する貴族や僧侶の財産の取り上げを規定し聖書の学者によって行 われる改革へ支配者も従属しなければならぬことを主張してい 類は同盟へ引渡す。すべての身分は廃棄し平等を宣言し、同盟に反 Reformation が確立する迄、一切の負担を拒否し、城塞の類は之 を破壊炎上し、貴族は同盟員である限り動産と共に保証し、 争の意識的発展を求めた指導者がいる。フランケンの農民団は農民 タウバータル 農民団の「フランケン の農民 綱 領」は全般 の改革 ような妥協的な指導者と並んで運動の現実的発展の方向を見透し闘 ていたことと、大いに関係があろう。ここで興味あることは、この 含めた指導者の大半も視野が局地的で譲歩の約束で満足してしまっ の上小生産者的な妥協性を発揮したし、市民、村の有力者、富農を を始め中農も戦いの過程で、略奪をこととする堕落におちこみ、そ という方向にではなく、防衛に終始し、敗北に敗北を重ねた。貧農力の圧迫と政治性のすぐれた交渉戦術の前に力を結集して戦い抜く に撃破する態度をとった。農民の大衆は前にも指摘したように軍事大衆とその指導者の大半と時に応じ偽りの契約を結び、運動を個々 きりここに四月からの決戦の時期が始まるのである。しかしシュヴ 始め個々の地域の具体的な要求をかかげた農民も蜂起の方向へふみ ーベン同盟の軍事指揮官トルフゼスは軍事力で圧すると共に農民 に おいてその 頑強さと 創意性の点で 注目すべきものがある。 これは領邦国家体制による分散支配の下に長い間農民がおかれ た。農民の大衆は前にも指摘したように軍事 ィリップであった。 (注28) かくして「十二ヵ条」 大砲の

)にすい、1945にして(注照)。 諸侯、領主、諸都市のすべての同盟の解散と皇帝の保護と平和のみ 判所をおく。国内関税、税金を廃止し、(皇帝への税を除き)負担は 領主、帝国都市と他の都市の市民、農民で構成し、その他に自由裁 る。 の維持が提案されてい 必要不可欠のものだけにする。その他鉱山業の自由、統一的貨幣鋳 ラント裁判所を設けそれぞれ十六人の参審員をおき諸侯、その他の 自然の命ずる権利を以て平等の原則に立ち王室裁判所、宮廷裁判所、 同の福祉につかえるよう求める。大学、 を捨て、すべての地代を廃止する。商人には保証を与えると共に共 するよう改革し、帝国の強化に努め神の言と権利を守るべきだとす の福祉の為の使用、世俗の権力については、貧しい大衆の自由を保証 先ず教会の改革につき徹底的に行うことを主張し、その財産の共通 ドリヒ・ヴァイガント(ミルテンベルグの領主の蔵司)であった。 帝国議会へ提出する改革案なるものが起草された。起草者はブリ 農民団と共にハイルプロンで農民会議が開かれ、対策をねると共に、 負担の一切廃止を主張する農民団も や徹底さを欠いている。この地方の中心ローテンブルグにはフープ マイヤーの影響の強い説教師がいたし、 度量衡の達成、公正な取引、大商事会社の解散若しくは制限、 更に都市や共同体はキリスト教的自由を原則とし、利己的態度 この主張は同盟の性格規定や聖書の学者の改革への期待等にや いた。さてフランケンでは他の(注:) (注:) 知識人、僧侶の改革、

この改革案を先駆的なヨス・フリッツのブライスガウでの綱領と

革をもりこんで 語っている。これらの人々は反封建闘争に意識的に取り組んだので 歩性をみぬいており、これらの人々の政治的意識の優秀なことを物 ランを考えざるを得なかった。しかもドイツにおける領邦国家体制 もたらすべき政治的改革を考える時未来の市民社会をおもわせるプ 的に取り組んだこれらの人々は、この小生産者大衆の反封建運動が に必ず発生したといってい ルスはこのような思想は農民、平民の一層発展した分派が現れる毎 改革を目標として同盟者の獲得を目指さざるを得なかった。エンゲ かしョスは運動の拡大につれ、 ったし、ヨスに到っては、革新派に属する不屈の闘士であった。し と思われる。またティロルのガイスマイヤーの「ラント条例」案も には市民的要求が前面に出ていることは両者の出身層の違いにある にあってはこれと並んで農民的な要求がもりこまれ、フランケンの 比較してみると中央集権国家とその下での教会改革、市民的な諸改 あったにも拘わらず中央集権国家体制の市民社会成立期における進 \ (産物) 人間の平等に基づくランデスヘルの下での農民的市民的改革を主張人間の平等に基づくランデスヘルの下での農民的市民的改革を主張 つ急進主義思想の必然の帰結であった。 と封建反動に対決する意味で中央集権国家体制を対置したことも、 イツの特殊な事情を反映している。それは現実には実現不可能で いる。これらの人々は決していわゆる妥協的な指導者ではなか 小生産者大衆(富農、市民の一部も含んだ)の基盤の上に立 いる点で共通性をもっている。ただ農奴出身のヨス る。農民戦争において反封建闘争に意識 中央集権国家の下での漸進的市民的 かくして基本的にはランデ

争を一五二五年という一つの時点に集中させることを可能とした。(注意)ー等の革新的な意識的な指導者の努力はこれらの農民の防衛的な闘 性格を持っていたことは否定できないが、スイス、ボヘミヤの先駆 共に武力を以て蜂起するに到ったが、策略と鎮圧により自ら敗北へ 数の農民大衆と大半の穏和な指導者は小生産者としての彼等の生活 性と財産共有の思想を理解しうる。貧農出身のヨスがこれに近いもない都市の平民の基盤に立ったものであり、そこからのみその徹底 主張するミュンツァーのような人とがいた。もちろんヨスが条件に思う急進的な人々と更に一歩進み既存の支配権力の徹底的な変革を 者と並んで現われた。この人々の中に先にあげた市民的政治改革を そして農民戦争の過程で何人もの意識的な指導者が、妥協的な指導 の道を拓いた。これらの大衆の運動が防衛的であり、 応じて両方の態度を取っていたことからみても、意識的分子の中で の改善と共同体の擁護という経済的要求をもって封建反動の強化と これら二つを完全に区別することは困難であろう。しかしミュン て年毎に増大して行った一揆の波の中に現われたヨスやミュンツァ われた反封建的な市民改革を求める志向、ルターの宗教改革、そ 分子を捉え得ることを意味しており注目すべきである。さて農民大 のを持っていたことはこのようなミュンツァーの思想が貧農の意識 ヘルを先頭とする封建的支配者と農民とが対立した。 の革命的思想は小生産者的な基盤からでなく、失うべき何者も ドイツ国内での「皇帝ズィグムント の改革」にあら 自然発生的な

果魔のように憎悪されたのは多少とも意識的に農民の反封建闘争に参加した分子へのその影響力であった。ミュンツァーの主張は或る意味で当時の現実の条件から最も離れた実現不能のもので あったある市民的共和国へ現実の運動を一歩近づける最大の保証であり、ある市民的共和国へ現実の運動を一歩近づける最大の保証であり、ある市民的共和国へ現実の運動を一歩近づける最大の保証であり、ある市民的共和国へ現実の運動を一歩近づける最大の保証であり、ある市民的共和国へ現実の運動を一歩近づける最大の保証であり、ある市民的共和国へ現実の運動を一歩近づける最大の保証であり、ある市民的共和国へ現実の運動を一歩近づける最大の保証であった。とするこれらの意識分子を武力で圧殺し、農民大衆の意識化を防ぐとするこれらの意識分子を武力で圧殺し、農民大衆の意識化を防ぐとするこれらの意識分子を武力で圧殺し、農民大衆の意識化を防ぐとするこれらの意識分子を武力で圧殺し、農民大衆の意識化を防ぐとするこれらの意識分子を武力で圧殺し、農民大衆の意識化を防ぐが、その後に関係を表する。

- 注(1) この両者の関連については Günther Eranz, Deutsche Bauernkrieg, Aktenband, 1935, Vorwort; Adolf Waas, Die grosse Wendung im deutschen Bauernkrieg, Historische Zeitschrift, Bd. 158, SS. 460-464, S. 486 f. を参照。この二人ともその関連が密接であり歴史的な領主と農民との抗争の経過を知るのに不可欠の史料であるとする。またH. Wiessner, Sachinhalt und wirtschaftlicher Bedeutung der Weistümer, 1934, S. 29, zit. v. Waas. S. 457. によると「判告集」は十六世紀前半まで非常に増大するが、それ以後急激に減っている。
- (12) H. Nabholz, Zur Frage nach den Ursachen des

- Bauernkrieges 1525, SS. 234-247.
- (m) G. Franz, Aktenband, S. 147, Nr. 26 (a).
- (4) Ibid., S. 347, Nr. 174. 「十二 8条」は G. Franz, Deutsches Bauerntum, 1939, Bd. 2, S. 4, Nr. 1.
- (10) G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg, SS. 394-456
- (6) Ibid., S. 264. (7) Österreichische Weisthümer, 1888, Bd. 5, S. 162,
- (∞) Fränkische Bauernweistümer, 1954, S. 70, Nr. 26.

Nr. 18.

- (๑) Dokumente des grossen Bauernkrieges, Alfred Meusel, Thomas Müntzer und seine zeit, 1952, SS. 196 -203.
- (1) Ibid., S. 206; G. Franz, D. B. K.
- (二) Ferdinand Graner, Geschichte der Waldgerechtigkeiten im Schönbuch, 1929, SS. 25-31.
- (2) G. Franz, D. B. K., S. 43.
- (3) G. Franz, D. B., Bd. 2, S. 27f. Nr. 7.
- (4) Ö. W. Bd. 5, S. 162 f.
- (15) G. Franz, D. B. K., S. 44.
- (年) Ernst Kelter, Die wirtschaftlichen Ursachen des Bauernkrieges, Schmollers Jahrbuch, Bd. 65, SS.662-664.

- (当) Ingomar Bog, Dorfgemeinde, Freiheit und Unfreiheit in Franken, S. 74f; H. Wiessner, Beiträgezur Geschichte des Dorfes und der Dorfgemeinde in Österreich, S. 58, 78. キャンドランゼ E. Kelter, Geschichte d. obrigkeitl Preisregelung, S. 43.
- (2) Walter Schmidt-Ewald, Zwei-Faktoren auf der Hütte zu Hohenkirchen, Forschungen aus Mitteldeutschen Archiven, 1953, SS. 143-150.
- (2) G. Franz, Aktenband, S. 347, Nr. 174.
- (A) Dokumente d. g. B. K., SS. 198-199.
- (전) G. Franz, D. B. K. SS. 147-456.
- (원) G. Franz, Aktenband, S. 124, Nr. 16 (k).
- (3) Ibid., S. 224, Nr. 78 (g).
- (A) G. Franz, D. B., Bd. 2. S. 30, Nr. 7.
- (25) O. W., Bd. 5, S. 163.
- (%) I. Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte, Bd. 3/1, S. 441. Beilage XI.
- (%) G. Franz, Aktenband, S. 216, Nr. 78 (a).
- (%) Dokument d. g. B. K., S. 207.
- (3) G. Franz, Aktenband, S. 10, Nr. 3(g).
- (3) Ö. W. Bd. 5, S. 761.
- (云) G. Franz, Aktenband, SS. 134-143.
- ドイツ農民戦争の歴史的意義(下の一)

- (%) Nabholz, a.a.O., SS. 234-247.
- (\mathref{mathre}{mathrem}) Quellen zur zürcher Wirtschaftsgeschichte, Bd. 2, SS. 401-409.
- (A) C. A. Cornelius, Die Wiedertaufe, 1855, S. 34.
- (第) H. Wopfner, Zur Geschichte des bäuerlichen Hausgewerbes in Tirol, S. 205; K. Kaser, Die Ursachen des B. K., S. 581.
- (%) H. Wopfner, Urkunden zur deutschen Agrargeschichte, S. 365, Nr. 261.
- (%) O. W. Bd. V, S. 105.
- (%) Ibid., S. 331.
- (3) G. Franz, Aktenband, SS. 128-129, Nr. 19
- (4) E. Kelter, D. W. U. B. K., S. 33.
- (4) W. Zimmermann, Allgemeine Geschichte des großen Bauernkrieges, Buch 2, S. 529; O. Kius, Die thüringische Landwirtschaft im 16. Jahrhundert, SS. 154-157.
- (42) Ulrich Stutz, Zur Herkunft von Zwing und Bann, 1987. SS. 289-354. ミッタイス「ドイッ法制史概説」七六、一一五頁、二二八頁。
- 西洋経済史概論所収。ペロウ「ドイツ中世農業史」一〇四頁。掲書」二八二―二九六頁。増田四郎「中世村落研究の問題点」

(4) H. Wiessner, Beiträge. S. 66, 78, 79. ミッタイス「前

- G. Franz, D. B., S. 281, Nr. 117.
- Gemeinde, SS. 27-72. I. Bog, a.a.O., SS. 66-73; Quirin, Herrschaft und
- ンケンは I. Bog, a.a.O., SS. スイスは、Nabholz, a.a.O., SS. 234-245. ティロル、シ リンゲンは G. Franz, D. B. K., S. 163, 264f. フラ 71-74.
- 47 G. Franz, D. B. K., S. 135.
- 48 Nabholz, a.a.O., SS. 234-245.
- Dokument d.g.B.K., S. 197.
- 50 G. Franz, D.B., Bd. 1, S. 329, Nr. 138
- $\widehat{\mathfrak{si}}$ Dokument d.g.B.K., S. 204 f.
- $\widehat{52}$ Beiträge~., S. 78.
- 53 Frankisch Weistümer, Einleitung v. k. Dinklage,

(A) Karl Weidner, Die Anfänge einer staatlichen

- (65) Quirin, a.a.O., SS. 78-83.ミッタイス「前掲書」二八二— 二九七頁。F. Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte Wirtschaftspolitik in Württemberg, 1931.
- G. Franz, D. B., Bd. 2, S. 5, Nr. 1.
- Ibid., Bd. 1, SS. 335-336.
- フルコイは ibid., Bd. 2, S. 8. Nr. 2.

- 497. (アルゴイ) Thomas Münzer und der Grosse Bauernkrig, S. 375, (フランケン) 'M. Smirin, Die Volksreformation des ibid., S. 12. その急進性に就ては G. Franz, D.B.K., S. 302
- (3) G. Franz, D. B. K., SS. 171-173. (< カウ) ibid., S. 309.
- (8) G. Franz, Aktenband, S. 346; G. Franz, D.B.K.,
- $\widehat{61}$ G. Franz, D.B.K., SS. 304-403.
- 62 G. Franz, D. B., Bd.2, S. 33 f.
- 63Nabholz, a.a.O.,
- 64G. Franz, Aktenband, S. 148, Nr. 26 (b), (g).
- 65 G. Franz, D. B., Bd. 2, S. 29 f.
- 66 G. Franz, Aktenband, S. 217, Nr. 78 (b)
- 67 Franz, D.B.K., S. 319.
- 68 G. Franz, Aktenband, SS. 349-354.
- 69 G. Franz, D.B.K., SS. 394-454.
- 70 Kelter, D.W.U.B.K., SS. 672-673.
- 71 1934, S. 139. ٦ij Lütge, Die mitteldeutsche Grundherrschaft
- (2) E. Kelter, a.a.O., SS. 34-35.
- O. W., Bd. 5, S. 162, Nr. 18. (ウルテン)、F.W., S.

- G. Franz, Aktenband, S. 132, Nr. 20.
- I. Sternegg, a.a.O., Bd. 3, S. 405.
- G. Franz, D.B. Bd.1, S. 309, Nr. 128, S. 335.
- Franz, D.B., Bd. 2, SS. 25-26, Nr. 7.
- I. Sternegg, a.a.O., S. 396.
- 79 Nabholz, a.a.O., SS. 237-251.
- $\widehat{80}$ G. Franz, D.B. Bd. 2, S. 4, Nr. 1.
- Dokumente d.g.d.B.K., SS. 196-200.
- 82 Ibid., Bd. 1, S. 311.
- (3) T. Knapp, Ueber Leibeigenschaft in Deutschland für Rechtsgeschichte Bd. 19 germ. abt.) SS. 19-20. seit dem Ausgang des Mittelalters, (Zeitschrift S. S.
- (%) Ibid., SS. 18-35. G. Franz, D.B.K., S. 403. Lütge, Buch 2, S. 420. D.M.G., SS. 199-205; W. Zimmermann, A.G.d.g. B.K.,
- 85 G. Franz, D.B. Bd. 1, S. 328 f.
- 86 T. Knapp, a.a.O., SS.20-23.
- 87 Nabholz, a.a.O., SS. 239-241.
- 88 T. Knapp, a.a.O., SS.21-28.
- G. Franz, D.B., S. 6.
- 農民の要求は G. Franz, Aktenband, S. 347, Nr.

- F.W., S. 69, Nr. 26
- 0.W., Bd. 5, S. 164. Nr.
- 92 G. Franz, Aktenband, S. 287, Nr. 117.
- (第) H. Wiessner, Beiträge~., S. 52; F. W., Einleitung, D.M.G., SS. 148-156. S. 8. I. Sternegg, a.a.O., SS. 230-231, 391; Lütge,
- (A) Lütge, D.M.G., S. 152.
- (95) Dokument d. g. B. K., S. 221. (ローテンブルグ) G. Franz, Aktenband, S. 346.
- (96) K. Kaser, Die Ursachen d. B.K., S. 580. 購売価格の 十%を双方から取られていた。
- (5) F. W., S. 69, Nr. 26 (フランケン) Lütge, D.M.G., S. 152.
- (%) K. Kaser, Die Ursache d.B.K., S. 579; G. Franz, D.B.K., SS. 254-255.
- (3) G. Franz, D.B., Bd. 2, S. 34, Nr.
- 100 Nabholz, a.a.O., S. 234.
- 101 G. Franz, Aktenband, S. 132, Nr. 20
- (当) Ibid., S. 218, Nr. 78 (c).

(当) Ibid., S. 164, Nr. 30.

- Ibid., S. 220, Nr. 78 (e).
- (5) F.W., S. 70, Nr. 26.

-) K. Kaser, Die Ursachen d.B.K., S. 580.
- (室) Dokument d.g.B.K., SS. 207-209.
- 營) G. Franz, Aktenband, S. 219, Nr. 78 (d).
- (室) Dokument d.g.B.K., SS. 197-200.
- (≦) G. Franz, D.B., Bd. 2, SS. 28-27. Nr. 7.
- (\(\exists)\) G. Franz, Aktenband, S. 217, Nr. 78 (c).
- S. 98, Nr. 40. (ションドラ)
- (晉) Lütge, D.M.G., SS. 108-114.
- (三) Ibid., SS. 89-130; T. Knapp, Die Grundherrschaft im Südwest—Deutschland von Ausgang des Mittelalters bis zur der Bauernbefreiung des 19 Jahrhunderts, SS. 69-71.
- (E) G. Franz, D.B.K., SS. 134-146.
- (語) Nabholz, a.a.O., S. 234. (スイス)、G. Franz, ibid., S. 264. (ティロル)
- (三) Dokument d.g.B.K., S. 201.
- (語) Max Weber, Der Streit um den Charakter der altgermanischen Sozialverfassung in der deutschen Literatur des letzten Jahrzehnts, Jahrbücher f. n. u. Stk., Bd. 28. ウェーバー「農業制度と資本主義」 | 一四一 | 1 11 | 頁。Below, Problem der Wirtschaftsgeschichte,

- S. 44-49.
- Schwaben, Dokument d.g.B.K., SS. 809-318. Frieden auf die Zwolf Artikel der Bauernschaft 富農とルターの関係近いことを思わせる。Ermahnung zum 非難している。更に「十二ヵ条」についての彼の友好的批判も を与えるべきなのに諸侯が之を殺し、尨大な罰金を取った事を 者、主君より予め許可を得て入った者等がいるが、彼等は功賞 無く欲せず巻き込まれた者、群衆を制止し危険な方向を防いだ た富農を弁護している。それは富農は社会を力で変える考えは 階級に属し得るか」九八―一一三頁を見ると彼は一揆に参加し 在の主権について」(岩波文庫)所収の「軍人もまた祝福され 精神の自由を物質の自由として受け取っていた。更にルター「現 影響を与えたことは確かだが、農民は穏和な者でも彼の説いた 拠となった。確かにツヴィングリには領主への抵抗権の思想が ある。Nabholz, a.a.O., SS. 248-252. によればこれが農民に 西南ドイツではなくむしろッヴィングリが、穏和派の思想的根 M. M. Smirin, a.a.O., S. 491. 彼によればルターの役割は
- (20) 諸田実「ドイッ農民戦争の歴史的前提」()三九頁。
- (절) Smirin, Deutschland vor der Reformation, SS. 102 -373.
- (室) G. Franz, D.B., Bd. 1, SS. 332-336, Nr. 141.
- (語) G. Franz, D.B.K., SS. 113-124; Engels, D.B.K., S.227

(≦) G. Franz, ibid., SS. 201-216; Smirin, V.R.T.M., SS. 497-519.

(38) 瀬原義生「ドイツ農民戦争の基本的性格」(1)企評八十号ニ

を始め多くの意識的分子の活動の影響を認めている。

- (題) Smirin, ibid., S. 515.
- (題) Dokument d.g.B.K., SS. 226-228.
- 網領として果した役割を評価している。 (昭) G. Franz, D.B.K., S. 219. フランツ もこの 網領が行
- (蓋) Waas, Die grosse Wendung in B.K., Teil 2, SS. 36-48.
- (图) Engels, D.B.K., S. 252.
- (語) G. Franz, D. B. K., SS. 464-467; Engels, ibid., S. 243
- ターの富農への弁護を想え。 ターの富農への弁護を想え。
- (語) G. Franz, D.B., Bd. 2, SS. 11-12. Nr. 4.
- 〈鰡) G. Franz, D.B.K., S. 295, SS. 300-304. この地方から《幽) G. Franz, D.B.K., S. 295, SS. 300-304. この地方から
- (亞) Dokument d.g.B.K., SS. 233-243.
- (語) G. Franz, D.B.K., SS. 259-269.
- (醬) Engels, D.B.K., S. 224.
- (罰) G. Franz, D.B.K., SS. 134-146, SS. 464-465; W. Zimmermann, A.G.d.g. B. K., SS. 66-380. フランツもミュンツァーの西南ドイツへの一五二四年末の旅行やフープマイヤンリーの西南ドイツへの一五二四年末の旅行やフープマイヤンリーの西南ドイツへの一五二四年末の旅行やフープマイヤンリーの西南ドイツへの一五二四年末の旅行やフープマイヤンリーの西南ドイツへの一五二四年末の旅行やフープマイヤーの西南により、

- 大十二九頁。瀬原氏は絶対主義=小ブルショアの発展のコース大十二九頁。瀬原氏は絶対主義=小ブルショアの発展のコースという意味で彼等が現実的であり、すぐれていた。しかしまりな市民的改革は権力の徹底的変革によって主張されたもという意味で彼等が現実的であり、すぐれていた。しかしこのという意味で彼等が現実的であり、すぐれていた。しかしこのという意味で彼等が現実的であり、すぐれていた。しかしこのという意味で彼等が現実的であり、すぐれていた。しかしこのという意味で彼等が現実的であり、すぐれていた。しかしこのという意味で彼等が現実的であり、すぐれていた。しかしこのという意味で彼等が現実的であり、すぐれていた。しか同者ものであり、空想社会主義的共有制を主張するミュンツァーの現という意味で彼等が現実的であり、すぐれていた。しか両者ものであり、空想社会主義的共有制を主張するミュンツァーの現るのであり、空想社会主義的共有制を主張するミュンツァーの現るのであり、空想社会主義的共有制を主張するミュンツァーの現るのであり、空想社会主義的共有制を主張するといくという。
- 方向を求めた意識分子の英雄性もある。 D.B.K., S. 207; Waas, Die grosse Wendung im D.B.K. Teil. 2, SS. 35-36. これについては次節で展開する予定。

に実現できるものではなかった。ここに農民戦争の弱さがある

し、またその弱さにも拘わらず夫々の道で市民社会の変革への

イツ農民戦争の歴史的意義(下の一)